

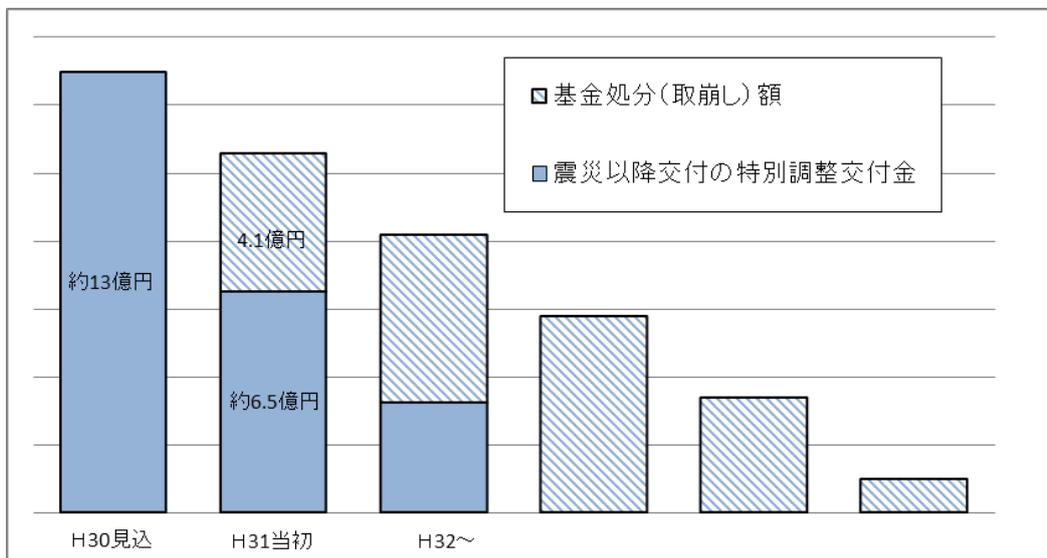
仙台市国民健康保険事業特別会計における剰余金の今後の取扱いについて

1. 平成 29 年度決算で生じた震災以降交付された国の特別調整交付金に係る剰余金について

平成 29 年度決算で生じた震災以降交付された国の特別調整交付金（以下「震災特調」という。）に係る剰余金については、平成 30 年度補正予算により仙台市国民健康保険事業財政調整基金（以下「基金」という。）に積み立て、今後、震災特調の減少が見込まれる本会計の安定的な運用に活用する。

このため、平成 30 年度補正予算により、約 **19 億 5 千万円** を基金に**積み立て**、平成 31 年度以降において、各年度の震災特調の交付状況等を踏まえながら段階的な処分（取崩し）を行うこととする。平成 31 年度当初予算においては **4 億 1 千万円（a）** を処分する（**取り崩す**）こととする。

【震災特調にかかる剰余金による基金の処分（取崩し）のイメージ図】



2. その他の要因による剰余金について

翌年度の国費等精算分を除く、その他の要因による剰余金については、原則として、翌年度の補正予算により基金に積み立て、県から示される国民健康保険事業費納付金の水準等を勘案しながら、翌々年度以降において処分（取崩し）を行う。

このため、平成 29 年度において生じた剰余金のうち約 **1 億 8 千万円** については、平成 30 年度補正予算により基金に**積み立て**、平成 31 年度当初予算において**同額（約 1 億 8 千万円（b））** を処分する（**取り崩す**）こととする。

平成 31 年度当初予算における処分（取崩し）額（a） + （b） = 約 5 億 9 千万円

【参考 平成 29 年度決算において生じた剰余金】

平成 29 年度剰余金	33 億 7 千万円
うち翌年度の国費等の精算分	12 億 4 千万円
うち震災特調に係る剰余金	19 億 5 千万円
うちその他の要因による剰余金	1 億 8 千万円

計 21 億 3 千万円を平成 30 年度補正予算により積立て、うち(a)+(b)の 5 億 9 千万円を平成 31 年度当初予算により取り崩す。